

兵庫県公報

平成20年 2月15日 金曜日 第 1953 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
換地処分に伴う淡路市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
同 上（同）	2
同 上（同）	2
昭和44年兵庫県告示第448号の3（騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）の一部改正（大気課）	3
昭和48年兵庫県告示第544号の34（悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定）の一部改正（同）	3
昭和52年兵庫県告示第2265号の2（振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）の一部改正（同）	3
平成8年兵庫県告示第542号（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準）の一部改正（同）	3
平成11年兵庫県告示第566号（騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定）の一部改正（同）	4
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
町営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	4
国土調査の成果の認証（同）	5
保安林の指定の解除予定通知（豊かな森づくり課）	5
土地区画整理事業の施行認可（市街地整備課）	6
公 告	
平成20年度県政広報誌「ニューひょうご」企画提案コンペの実施（広報課）	6
平成20年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施（同）	8
入札公告（同）	10
同 上（同）	12
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	14
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	14
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	15
警察本部公告	
入札公告	15
同 上	17
同 上	19
同 上	21

告 示

兵庫県告示第136号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年 2月15日

兵庫県知事 井戸 敏 三

変	更	前	変	更	後

大 字	字	地 番	大 字	字
柳 沢	シ ナ ノ	戊339の1 戊339の2 戊434	柳 沢	田 ノ 廻
	カタギウチ	戊401の2 戊401の4 戊402 戊510の1		
	居 屋 敷	戊433 戊433の1		
	シタノヲ	戊435の1から戊435の4まで		
	原 田	戊460の1		
	堂 ノ 瀬	戊511の1 戊511の2 戊512から戊514まで 戊514の1 戊514の2 戊518の1 戊518の3 戊518の4 戊519		
	池 ノ 谷	丁179 丁180		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成19年10月16日現在の地番である。

兵庫県告示第137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
育 波	寺 門	1489の1の一部 1491の1	育 波	中川原
	中川原	1490の一部 1490の1の一部 1494の2の一部 1495の2の一部 1495の3 1497の2の一部 1497の4 1497の7の一部	育 波	寺 門

備考 地番は、平成19年11月21日現在の地番である。

兵庫県告示第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
育 波	薬 師	967 968 968の1 969の1 969の2 970の1 から970の4まで 971の1 971の2 972の一部 972の1 974の2 1000の一部 1001の一部 1001の1の一部 1001の2 1002の1の一部 1002の2 1003の1 から1003の3まで	育 波	堂 田
	薬 師 原	1114の1 1114の2		
	寄 町	1141の3 1141の4 1142の3 から1142の6まで 1143の3 1143の4		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

また、大字育波字堂田1117の2に隣接する水路である公有地の全部、大字育波字堂田1128の1、1128の3の地先の水路である公有地の全部、大字育波字堂田1126、1129から1131まで、1132の2に隣接する水路である公有地の全部は、大字育波字堂田に編入する。

備考 地番は、平成19年11月21日現在の地番である。

兵庫県告示第139号

昭和44年兵庫県告示第448号の3(騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

表中西宮市の項を削る。

兵庫県告示第140号

昭和48年兵庫県告示第544号の34(悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

表中西宮市の項を削り、洲本市の項指定地域の欄中「同」を「市の全域」に改める。

兵庫県告示第141号

昭和52年兵庫県告示第2265号の2(振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

表中西宮市の項を削る。

兵庫県告示第142号

平成8年兵庫県告示第542号(環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

別表第6備考1及び別表第7備考1中「明石市、加古川市」を「明石市、西宮市、加古川市」に、別表第6備考1中「兵庫県庁(環境管理局长気課)及び関係市役所」及び別表第7備考1中「兵庫県庁(環境局长気課)及び関係市役所」を「兵庫県庁及び関係市役所」に改める。

兵庫県告示第143号

平成11年兵庫県告示第566号(騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

2の(1)、2の(2)、3の(1)、3の(2)、4の(1)及び4の(2)中「明石市、加古川市」を「明石市、西宮市、加古川市」に、2の(2)中「次に定める地域」を「次に定める地域(1に掲げる地域を除く。)」に、3の(2)中「(2に掲げる地域を除く。)」を「(1及び2に掲げる地域を除く。)」に改める。

兵庫県告示第144号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市行原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	井上勝彦	神戸市北区淡河町行原508番地
同	坂本正秀	同 市同区淡河町行原424番地
同	澤野博之	同 市同区淡河町行原358番地
同	坂本秀市	同 市同区淡河町行原435番地
同	佐竹繁	同 市同区淡河町行原457番地
監事	上野正	同 市同区淡河町行原129番地の2
同	井上克美	同 市同区淡河町行原68番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	井上勝彦	神戸市北区淡河町行原508番地
同	坂本正秀	同 市同区淡河町行原424番地
同	澤野博之	同 市同区淡河町行原358番地
同	坂本秀市	同 市同区淡河町行原435番地
同	佐竹繁	同 市同区淡河町行原457番地
監事	上野正	同 市同区淡河町行原129番地の2
同	井上克美	同 市同区淡河町行原68番地

兵庫県告示第145号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の町に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	地区名 (工区名)	縦覧の期間	縦覧の場所
神崎郡神河町	長谷地区 (第1工区)	平成20年2月15日から 同年3月6日まで	神崎郡 神河町役場

兵庫県告示第146号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成15年9月から平成19年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市(大字湊里の一部)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市大字湊里の一部
- (5) 認証年月日
平成20年1月30日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成18年1月から平成19年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市(大字志知中島の一部)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市大字志知中島の一部
- (5) 認証年月日
平成20年1月30日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成16年8月から平成19年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市(大字志知難波・志知中島の各一部)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市大字志知難波・志知中島の各一部
- (5) 認証年月日
平成20年1月30日

兵庫県告示第147号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する
予定である旨の通知があった。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
加東市上久米字北山1729の118

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

兵庫県告示第148号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の規定により、たつの市本龍野駅東農住土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
龍野市本龍野駅東農住組合
- 2 事業施行期間
平成20年2月15日から平成23年3月31日まで
- 3 施行地区
たつの市龍野町中村字大塚及び字向イ田の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
たつの市本龍野駅東農住土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
たつの市揖西町小神1044番地の1
- 6 施行認可の年月日
平成20年2月1日
- 7 施行者の住所
たつの市揖西町小神1044番地の1
- 8 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
組合の掲示場に掲示して行う。

公 告

平成20年度県政広報誌「ニューひょうご」企画提案コンペの実施
平成20年度県政広報誌「ニューひょうご」の編集、印刷、広告掲載業務及び有償頒布事務等の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 趣旨
平成20年度県政広報誌「ニューひょうご」について、グラフ誌としての保存性を高め、見やすく美しい誌面で、より効果的にメッセージを伝達できる広報誌づくりをするため、企画提案コンペを実施する。
- 2 企画提案コンペの概要
 - (1) 名称
平成20年度県政広報誌「ニューひょうご」企画提案コンペ
 - (2) 方法
誌面構成等の企画提案を求める。
 - (3) 提案対象
A B 版36頁の作品
 - (4) 主催者及び事務局
 - ア 主催者
兵庫県(以下「県」という。)
 - イ 事務局

兵庫県県民政策部知事室広報課広域広報係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県第2号館4階）

電話（078）362-3017 F A X（078）362-3903

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等のすべてにわたって質の高い誌面づくりができること。
- (2) 42,500部の編集、印刷等ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡の取れるスタッフを配置できること。また、誌面内容を検討する編集会議に毎回出席するとともに、必要あればその都度ミーティングを行える体制を整備しておくこと。
- (4) 歴史的な写真や資料等を提供できること。
- (5) 個人情報の取り扱い等に留意するなど、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (6) 災害緊急時等にも、県政広報誌「ニューひょうご」の発行を優先した体制の確保が図れること。
- (7) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、県が了解するまで何度でもできること。また、誌面で使用した写真については、肖像権などの問題がある場合を除き、県が発行する印刷物やホームページ等に自由に使用できるようCD-Rで納品できること。
- (8) 発行後、速やかに誌面データをテキストファイル形式で提供できること。
- (9) その他県の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 県内書店への販売ルートを確認できること。
- (11) 県が指定するページについて、広告集稿ができること。
- (12) 有償頒布料を毎号につき、県が指定する日までに納入できること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

事務局において配布する。

イ 配布期間

平成20年2月15日（金）から同月22日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局に持参すること。

イ 受付期間

平成20年3月3日（月）午後2時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 募集要項の内容に関する質疑及び回答

(1) 質疑

ア 質疑の方法

電子メールまたはファクスにより事務局に提出すること（所定の質疑応答書によること。）

イ 質疑受付期間

平成20年2月25日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 回答

平成20年2月28日（木）までに、文書により回答する。

6 応募図書等

(1) 応募図書等

ア 応募申込書（所定の応募申込書によること。）

イ 会社概要（制作、印刷に関わる会社すべて）

ウ スタッフ略歴

エ 企画作品（7部）

オ 企画説明書

カ 紙見本及び刷見本

キ 制作費見積書及び広告料納入見積書、有償頒布事務手数料見積書

ク 実際の納品にかかる経由・期間等を明記した作業工程書（平成20年7月号）

その他審査の必要上、後日、追加資料の提出を求められることがある。

- (2) 応募図書の著作権の帰属
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、契約終了後も引き続き使用する場合がある。
- (3) 応募図書の提出後の取り扱い
ア 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。
イ 応募図書は、返却しない。
- 7 応募に要する費用
応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- 8 当選者の決定及び発表の方法
 - (1) 審査及び選考方法
ア 県が設置する選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。なお、場合によっては、上位候補者に対し、ヒアリングを行うこともある。
イ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。
 - (2) 当選者等の通知
応募者全員に、応募件数、応募者の名称及び当選者の名称を文書で通知する。
- 9 当選者の取り扱い
所定の手続きを経た後、当選者に平成20年度県政広報誌「ニューひょうご」の編集、印刷、広告掲載業務及び有償頒布事務等を委託する。
- 10 その他の応募条件
平成20年度県政広報誌「ニューひょうご」企画提案コンペ募集要項による。

平成20年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施
平成20年度「県民だよりひょうご」の編集、印刷、配布及び広告掲載業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 趣旨
平成20年度「県民だよりひょうご」について、「見やすく、美しく、分かりやすく、手にとって読みたくなる、読んで役に立つ」広報紙づくりをするため、企画提案コンペを実施する。
- 2 企画提案コンペの概要
 - (1) 名称
平成20年度「県民だよりひょうご」企画提案コンペ
 - (2) 方法
紙面構成等の企画提案を求める。
 - (3) 提案対象
タブロイド判5ページの作品（1・4・5面カラー、2・3面モノクロ）
 - (4) 主催者及び事務局
ア 主催者
兵庫県（以下「県」という。）
イ 事務局
兵庫県県民政策部知事室広報課地域広報係
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県第2号館4階）
電話（078）362-3019 F A X（078）362-3903
- 3 応募者の資格
企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。
 - (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等のすべてにわたって質の高い紙面を作成できること。
 - (2) 2,372千部の編集、印刷及び配布等及び増刷号170千部の編集、印刷等ができること。また、世帯数の自然増等による発行部数の増加が生じても、契約金額の増額を伴うことなく、ただちに増刷・配布等の対応ができること。

- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡可能なスタッフを配置できること。
 - (4) 広報紙制作上必要な歴史的な写真や資料等を提供できること。
 - (5) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
 - (6) 災害緊急時には臨機の紙面差し替えを含め、「県民だよりひょうご」の発行を優先したスタッフ体制の確保ができること。
 - (7) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、広報課が了解するまで何度でも（別紙制作工程例にかかわらず）できること。また、紙面で使用した写真については、肖像権等の問題がある場合を除き、県が発行する印刷物等に自由に使用できるようCD-Rで納品すること。
 - (8) 発行後、速やかに紙面データを指定するファイル形式にして提供できること。
 - (9) その他「県民だよりひょうご」の発行に関し、広報課の指示に柔軟に対応できること。
- 4 応募手続き
- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布方法
募集要項は、事務局において配布する。
 - イ 配布期間
平成20年2月15日（金）から同月21日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 応募図書の受付
 - ア 受付方法
事務局に持参すること。
 - イ 受付期間
平成20年2月22日（金）から同月29日（金）午後2時まで（土曜日及び日曜日を除く。）受付最終日以外は毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 5 募集要項の内容に関する質疑及び回答
- (1) 質疑
 - ア 質疑の方法
事務局に郵送し、又は持参すること（募集要項の様式1）
 - イ 質疑受付期間
平成20年2月15日（金）から同月22日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 回答
平成20年2月26日（火）までに質疑者へ郵送により回答する。
- 6 応募図書等
- (1) 応募図書
 - ア 応募申込書（募集要項の様式2）
 - イ 会社概要（制作、印刷、配布に関わる会社すべて）
 - ウ スタッフ略歴
 - エ 企画作品（7部。カラーコピーでも可。）
 - オ 企画説明書
 - カ 紙見本及び刷見本
 - キ 制作費見積書及び広告料納入見積書
 - ク 実際の配布に係る経由・期間等を明記した作業工程書（平成20年6月号）
その他審査の必要上、後日、追加の資料を要求することがある。
 - (2) 応募図書の著作権の帰属
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
 - (3) 応募図書の提出後の取扱い
 - ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公開するものとする。
 - イ 応募図書は、返却しない。
- 7 応募に要する費用

応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。

8 当選者の決定及び発表の方法

(1) 審査及び選考方法

ア 選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。

なお、上位候補者に対し、ヒアリングを行うことがある。

イ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数、応募者の名称及び当選者の名称を文書で通知する。

9 当選者の当選後の取扱い

所定の手続きを経た後、当選者に平成20年度「県民だよりひょうご」の編集、印刷、配布業務及び広告掲載業務を委託する。

10 その他の応募条件等

「県民だよりひょうご」企画提案コンペ募集要項による。

入札公告

兵庫県ホームページ広告掲載事業に関する業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年2月15日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 業務件名

兵庫県ホームページ広告掲載事業に関する業務

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

兵庫県が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者、又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民政策部知事室広報課 担当 宇出津

電話(078)362-3017(直通)

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年2月15日(金)から同月25日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 入札・開札の日時及び場所
平成20年3月12日(水)午前9時30分 兵庫県西館1階大入札室
 - (4) 入札書の受領期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年3月11日(火)午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年3月7日(金)の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。
 - (3) 契約保証金
契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
 - (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成20年2月25日(月)午後4時までに提出すること。
イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。
 - (5) 入札に関する条件
ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日(平成20年4月30日を終期とする)までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
 - (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (7) 契約書作成の要否
要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

入札公告

兵庫県ホームページ動画配信環境の構築に関する業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年2月15日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 業務件名

兵庫県ホームページ動画配信環境の構築に関する業務

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

兵庫県が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者、又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出期限

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民政策部知事室広報課 担当 宇出津

電話（078）362-3017（直通）

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成20年2月15日（金）から同月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成20年3月12日（水）午前11時00分 兵庫県西館1階大入札室

(4) 入札書の受領期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年3月11日(火)午後4時まで上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年3月7日(金)の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成20年2月25日(月)午後4時までに提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日(平成20年4月30日を終期とする)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成20年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人環境資源利活用機構

イ 代表者の氏名 吉津智博

ウ 主たる事務所の所在地 美方郡香美町香住区守柄54番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域及び地域住民に対して、バイオマスに関する調査研究、普及啓発及び利活用に関する事業を行うことで、環境保全や循環型社会の構築を図り、あわせて、地域全体で環境への意識を促進する事業を行うことにより、明るく豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成20年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ネットワーク太子の風

イ 代表者の氏名 丸尾淳

ウ 主たる事務所の所在地 揖保郡太子町鷗1320番地サンパーク2F

エ 定款に記載された目的

この法人は、住民・民間・行政がともに助け合い、心温まる地域の実現を目指す事業を行うことにより、地域再生に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成20年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人播磨夢づくり

イ 代表者の氏名 小林善明

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市加古川町寺家町346番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、商店街の活性化と起業支援に関する事業、スポーツやイベント活動などを通じた子どもの健全育成に関する事業、高齢者や障害者等への出張美容事業を行い、安心して快適に暮らせるまちづくりの構築を図っていき、地域活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成20年1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぐるーぶあし

イ 代表者の氏名 染田義男

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市昆陽4丁目97番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、生活支援、就労支援及び社会参加促進事業等を行い、しょうがい児・者が地域で自立した生活を営むことを支援するとともに、その家族の負担軽減を図り、市民の支援を得つつ福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成20年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ロータス会

イ 代表者の氏名 中 田 清 一

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市額田町12番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、若年から老年までの知的障害者が、親から自立し、親なき後も、ともに協力しあい地域での普通の暮らしができるような環境を整備し、かつ肉体的、精神的な健康を維持できるよう支援し、平和で豊かなゆとりある幸せな共生社会生活の実現に寄与する事を目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成20年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ジャパンフルートオーケストラソサイエティー

イ 代表者の氏名 遠 藤 和 実

ウ 主たる事務所の所在地 三田市三田町33 - 19

エ 定款に記載された目的

この法人は、フルートを中心とした音楽活動を行ない、誰もが世代を越えて音楽を楽しみ、親しみを持てるよう、演者（送り手）と共にオーディエンス（受け手）も育成しつつ、三田市発の文化推進活動に始まり、最終的に全国に及ぶ文化振興に寄与することを目的とする。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市北野中字瓦師131番1、131番2、133番1、133番3、135番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

赤穂市砂子195番地の1

木 村 正

3 許可年月日及び許可番号

平成19年12月7日

兵庫県指令西播（建）第1 - 15号（19赤穂）

警察本部公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年2月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太 田 裕 之

1 入札に付する事項

(1) 委託をする事務の名称

警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習事務委託

(2) 事務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

(4) 入札方法

上記(1)の委託事務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約は単価をもって締結する。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 西川
電話（078）341-7441 内線 2254

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年2月15日（金）から同月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前10時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

(3) 入札、開札の日時及び場所
平成20年3月21日（金） 午前10時30分から 兵庫県警察本部1階入札室

(4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年3月19日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金（以下「保証金」という。）を平成20年3月18日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を平成20年3月19日（水）までに保証金に代えて提出すること。

(2) 契約保証金

契約金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の10以上の額の契約保証金を平成20年4月1日（月）までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の保証金（保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成20年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価及び単価を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。
- (4) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
- 入札説明書で示した事務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書作成の要否
- 要作成
- (7) 契約手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (8) その他
- 詳細は、入札説明書による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年2月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田裕之

1 入札に付する事項

- (1) 委託をする事務の名称
- パーキング・チケット発給設備管理運用事務委託
- (2) 事務の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
- 平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間
- (4) 入札方法
- 上記(1)の委託事務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本業務の入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてに該当し、契約担当者の入札参加資格の確認を受けた法人とする。

なお、入札参加資格を確認する基準となる日（以下「確認基準日」という。）は、特に定める場合を除き、平成20年2月29日とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名

簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) (1)の名簿において、希望業種が「パーキング・チケット発給設備管理運用事務委託」に登録されている者であること。
- (6) 本業務を適正かつ確実に行うために次の要件を満たし、必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人であること。
 - ア 兵庫県内に営業所があること。
 - イ 役員に道路交通法第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。
 - イ 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ない者
 - ロ 禁固以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続き等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - ウ 本業務を行うために必要な能力を有する者が置かれている法人であること。
 - エ 本業務を確実に履行するために必要な組織及び体制を有する法人であること。

3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 隅田
電話（078）341-7441 内線 2252
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年2月15日（金）から同月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前10時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）
- (3) 入札、開札の日時及び場所
平成20年3月26日（水） 午前11時00分から 兵庫県警察本部1階入札室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年3月25日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金（以下「保証金」という。）を平成20年3月24日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を平成20年3月25日（火）までに保証金に代えて提出すること。
- (2) 契約保証金
契約金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の10以上の額の契約保証金（以下「保証金」という。）を平成20年4月1日（月）までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金

に代えて提出すること。

(3) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の保証金(保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年4月1日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札説明書で示した事務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年2月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田 裕之

1 入札に付する事項

(1) 委託をする事務の名称

パーキング・メーター管理運用事務委託

(2) 事務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間

(4) 入札方法

上記(1)の委託事務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本業務の入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてに該当し、契約当事者の入札参加資格の確認を受けた法人とする。

なお、入札参加資格を確認する基準となる日(以下「確認基準日」という。)は、特に定める場合を除き、平成20年2月29日とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) (1)の名簿において、希望業種が「パーキング・メーター管理運用事務委託」に登録されている者であること。
- (6) 本業務を適正かつ確実にを行うために次の要件を満たし、必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人であること。
 - ア 兵庫県内に営業所があること。
 - イ 役員に道路交通法第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。
 - イ 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ない者
 - ロ 禁固以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続き等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ウ 本業務を行うために必要な能力を有する者が置かれている法人であること。
- エ 本業務を確実に履行するために必要な組織及び体制を有する法人であること。

3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 隅田
電話(078)341-7441 内線 2252
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年2月15日(金)から同月29日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)
- (3) 入札、開札の日時及び場所
平成20年3月26日(水) 午前11時30分から 兵庫県警察本部1階入札室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年3月25日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金（以下「保証金」という。）を平成20年3月24日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を平成20年3月25日（火）までに保証金に代えて提出すること。

(2) 契約保証金

契約金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の10以上の額の契約保証金（以下「保証金」という。）を平成20年4月1日（月）までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の保証金（保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成20年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札説明書で示した事務を履行できると契約当事者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年2月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田裕之

1 委託内容

(1) 業務件名

兵庫県警察本部庁舎空調設備等保守点検委託

- (2) 仕様
契約担当者が示す仕様書のとおり
 - (3) 履行期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日
 - (4) 履行場所
兵庫県警察本部庁舎
 - (5) 入札方法
上記(1)の業務について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
 - (4) 県の指名停止基準に基づく暴力団又は暴力団関連企業でないこと。
 - (5) 入札に参加しようとする者の間に、以下のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ア 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - (7) 親会社と子会社の関係にあるもの
 - (4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 本設計書に示す空調設備機器の保守点検が可能であること。
なお、主要設備機器である吸収式冷温水機、吸収式冷凍機、水冷スクルーチラーについては、メーカー及び専門業者を使用しての点検は可能とする。
- (8) 官庁施設、民間施設を問わず、過去3年間に延べ床面積30,000㎡以上の庁舎の空調設備機器を点検した実績があること。
- (9) 県内に本店、支店、営業所等があり、指定する時間までに庁舎に従業員を派遣することができること。
- 3 申込書・入札書の提出等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 田中
電話（078）341-7441 内線 2257
 - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年2月15日（金）から同月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前10時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）
 - (3) 入札・開札の日時及び場所

平成20年3月21日(金)午前11時00分 兵庫県警察本部 別館8階会議室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年3月19日(水)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年3月18日(火)午後1時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した委託業務を履行できることを証明する資料等を平成20年2月29日(金)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年4月1日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の業務の1年間の委託料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。